

## 松江市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

松江市印鑑条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 171 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(本人又は本人意思の確認等)  第 4 条 条例第 5 条(条例第 7 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により行う申請者等(申請等(前条第 1 項に規定する登録等申請及び印鑑登録証亡失の届出をいう。以下この条において同じ。)を行う者をいう。以下この条において同じ。)が本人であることの確認は、市長が当該申請者等に対して申請等の事実を <u>印鑑の登録に関する照会書</u> (様式第 2 号)により照会し、その照会があった日から起算して 30 日以内に、当該申請者等がその回答書(様式第 2 号)を提出することにより行うものとする。  2・3 略  4 条例第 16 条の規定により代理人が申請等を行う場合において、当該代理人が申請者等の委任を受けていることの確認は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法により行う。  (1) 印鑑登録の申請及び印鑑登録の廃止の申請並びに印鑑登録証亡失の届出にあっては、委任状(様式第 3 号の 2)_____	(本人又は本人意思の確認等)  第 4 条 条例第 5 条(条例第 7 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により行う申請者等(申請等(前条第 1 項に規定する登録等申請及び印鑑登録証亡失の届出をいう。以下この条において同じ。)を行う者をいう。以下この条において同じ。)が本人であることの確認は、市長が当該申請者等に対して申請等の事実を <u>照会書</u> (様式第 2 号)により照会し、その照会があった日から起算して 30 日以内に、当該申請者等がその回答書(様式第 2 号)を提出することにより行うものとする。  2・3 略  4 条例第 16 条の規定により代理人が申請等を行う場合において、当該代理人が申請者等の委任を受けていることの確認は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める方法により行う。  (1) 印鑑登録の申請及び印鑑登録の廃止の申請並びに印鑑登録証亡失の届出にあっては、委任状(様式第 3 号の 2)及び代理人による <u>印鑑登録に関する申請の保証</u>

<p>_____を提出</p> <p>(2) 略</p> <p>5 条例第 16 条の規定により代理人が印鑑登録の申請 _____ _____を行う場合において、条例第 5 条の規定により行う申請等が本人の意思によるものであることの確認は、市長が申請者等に対して当該申請等の事実を<u>印鑑の登録に関する照会書</u>(様式第 2 号)により照会し、その照会があった日から起算して 30 日以内に、当該代理人がその回答書(様式第 2 号)を提出することにより行う。</p> <p>6 <u>条例第 16 条の規定により代理人が印鑑登録の廃止の申請及び印鑑登録証亡失の届出を行う場合において、条例第 5 条の規定により行う申請等が本人の意思によるものであることの確認は、当該代理人が委任状(様式第 3 号の 2)を提出することにより行う。</u></p> <p>7 略</p> <p>様式第 2 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 3 号の 2 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 4 号 <u>削除</u></p> <p>様式第 5 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 8 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 10 号 <u>別紙のとおり</u></p>	<p><u>書(様式第 4 号)</u>を提出</p> <p>(2) 略</p> <p>5 条例第 16 条の規定により代理人が印鑑登録の申請<u>及び印鑑登録の廃止の申請並びに印鑑登録証亡失の届出</u>を行う場合において、条例第 5 条の規定により行う申請等が本人の意思によるものであることの確認は、市長が申請者等に対して当該申請等の事実を<u>照会書</u> (様式第 2 号)により照会し、その照会があった日から起算して 30 日以内に、当該代理人がその回答書(様式第 2 号)を提出することにより行う。</p> <p>6 略</p> <p>様式第 2 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 3 号の 2 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 4 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 5 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 8 号 <u>別紙のとおり</u></p> <p>様式第 10 号 <u>別紙のとおり</u></p>
---	---

<改正後>

様式第2号（第4条関係）

--

照会番号

年月日

島根県松江市長

氏名印

## 印鑑の登録に関する照会書

年月日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年月日までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

### 回答書

年月日

島根県松江市長様

照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに  
相違ありません。

申請した印鑑

住所 \_\_\_\_\_

本人署名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

### 委任状

年月日

代理人住所 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_

回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、  
その権限を委任いたします。 本人署名 \_\_\_\_\_

備考：持ち物として以下をご持参ください。

<本人が来庁する場合>必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

<代理人が来庁する場合>回答書及び委任状欄を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、

代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

(お問合せ先)

<改正前>

様式第2号（第4条関係）

年月日

住所  
氏名 様

松江市長

氏名 印

照会書

本日あなたの印鑑登録に関する申請（代理人  
ので、あなたの意思確認のために照会します。

あなたの意思に相違がなければ、下記の回答書に記入、押印の上、

年月日までに申請された窓口（ ）へお持ち  
ください。

《注意事項》

- (1) 指定された日までに回答がないときは、上記の申請の受理を取り消します。
- (2) 本人による申請の場合は、申請した印鑑と身分証明書をお持ちください。
- (3) 代理人による申請の場合は、代理人の印鑑と身分証明書をお持ちください。
- (4) 代理人にお渡しする印鑑登録証は、受領後すぐに印鑑登録証明書の交付申請が  
できますので特にご注意ください。

<お問い合わせ先> 市役所

TEL

（切り離さないでください。）

回答書

照会のあった印鑑登録の申請は、私の意思に基づくものに相違ありません。

年月日

（あて先）松江市長

申請した印鑑	住所	
	氏名	
	生年月日	年月日

<改正後>

様式第3号の2（第4条関係）

## 委任状（代理印鑑登録用）

（あて先）島根県松江市長

年 月 日

代理人	住 所	
	氏 名	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成・西暦

私は、上記の者を代理人として印鑑登録に関する次の申請の権限を委任します。

（委任する事項に○を付けてください）

1 印鑑登録

2 登録の廃止

本人	住 所	松江市
	氏 名	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成・西暦

登録する印鑑

--

<改正前>

様式第3号の2(第4条関係)

## 委任状

年 月 日

**委任者** (印鑑の登録・登録の廃止を受ける本人)

住 所

氏 名

印

※登録する印鑑を押してください。

私は( )のため、下記の者を代理人として印鑑登録に関する次の申請の権限を委任します。

委任事項	印鑑登録	・	登録の廃止
------	------	---	-------

**被委任者** (代理人) ※登録申請時と同じ方に限ります。

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日

<改正前>

様式第4号（第4条関係）

代理人による印鑑登録に関する申請の保証書

年　　月　　日

(あて先) 松江市長

この委任によりなされる印鑑登録に関する申請が登録・登録の廃止を受ける本人の意

思によるものであることを保証します。

(保証人)

住所　　松江市

氏名

登録印鑑

印鑑登録証番号

( )

(注)

- 1 保証人は、松江市で既に印鑑登録を受けている人でなければなりません。
- 2 登録印鑑は、必ず鮮明に押してください。

<改正後>

様式第5号（第5条関係）

印鑑登録原票（可視台帳）

印鑑登録番号		登録年月日	年	月	日
--------	--	-------	---	---	---

登録印影	氏名	
	生年月日	
	住所	

<改正前>

様式第5号（第5条関係）

印鑑登録原票	
登録印鑑	氏名
	生年月日 年 月 日
	住所
備考	
印鑑登録番号	
登録年月日 年 月 日	

<改正後>

様式第8号（第9条関係）



年 月 日

島根県松江市長

氏 名 印

## 印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

1. 印鑑登録番号
2. 登録者氏名
3. 抹消年月日
4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があつたことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（お問合せ先）

<改正前>

様式第8号（第9条関係）

印鑑登録抹消通知書

住所  
氏名 様

あなたの印鑑登録を抹消しましたので、お知らせします。

- 1 登録証番号
- 2 抹消年月日
- 3 抹消理由

年 月 日

松江市長 氏

名 印

<改正後>

様式第 10 号（第 11 条関係）

## 印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
生年月日		
住所		

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年　　月　　日

島根県松江市長

氏　　名　印

< 改 正 前 >

様 式 第 10 号 ( 第 11 条 関 係 )

印 鑑 登 錄 証 明 書

登 錄 印 鑑		氏 名			
		生 年 月 日	年 月 日		
		住 所			
備 考					

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明します。

年 月 日

島根県松江市長  
氏名印

## 附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。